

県庁舎等清掃業務委託契約に係る競争入札参加資格審査事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 県が発注する県庁舎等の清掃業務の委託の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、資格審査の申請時期及び方法等については、この要領に定めるところによる。

(入札参加資格等の公示)

第2条 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第147条及び第165条の規定に基づく一般及び指名競争入札参加者の資格審査に関する公示は、資格期限が到来する年度ごとに県報に登載して行うものとする。ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」（以下「特例政令」という。）の規定が適用される清掃業務委託契約が見込まれるときは、当該契約が見込まれる年度ごとに行うものとする。

(審査事務の所掌)

第3条 審査事務は、総務部管財課が所掌する。

(資格審査の申請等)

第4条 入札参加資格の審査は、当該資格を得ようとする者から第2条の公示に定める申請期間中に競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。（以下「申請書」という。））を提出させることにより行うものとする。

(申請書の添付書類)

第5条 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させなければならない。

(1) 登記事項証明書等

法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては誓約書（別記第2号様式）

(2) 納税証明書

国税及び山口県税に滞納がないことを証する税務署等の証明

(3) 財務諸表等

申請日の属する営業年度の直前の営業年度（以下「直前営業年度」という。）分に係る貸借対照表及び損益計算書（個人にあっては、資産負債調及び損益計算書）

(4) 営業所の所在状況を記載した書類

(5) 契約実績表及び有資格技術者一覧表

直前営業年度における清掃業務に係る契約実績及び清掃業務有資格技術者状況

(6) 建築物清掃業登録証明書の写し

建築物における清掃を行う事業の登録証明書の写し

(7) 障害者雇用状況報告書の写し

(8) 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（県内業者で労働局長へ届出を行った者に限る。）

次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画の策定に係る届出の写し

(9) やまぐち女性の活躍推進事業者登録証（県内業者で登録を受けた者に限る。）

(10) ISO14001登録証の写し（県内業者で認証を取得した者に限る。）

環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証に係る登録証の写し

(11) エコアクション21認証・登録証の写し（県内業者で認証及び登録を受けた者に限る。）

環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を証する書面の写し

(12) 暴力団排除に関する誓約書（別記第3号様式）

(13) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の書類に添付が困難なものがあるときは、事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。
- 3 前2項の規定により提出させる書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を付記又は添付させるものとする。また、記載された金額が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成29年財務省告示第348号）に示す外国貨幣換算率により日本通貨に換算させるものとする。

（競争入札に参加することができない者）

第6条 成年被後見人、被保佐人若しくは破産者で復権を得ない者、又は次の各号の一に該当して競争入札に参加させないこととされている者（当該者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）は、競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（入札参加資格の審査）

第7条 入札参加資格の格付等級（特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約（以下「特定調達契約」という。）に係るものを除く。）を決定するための審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 自己資本額

直前営業年度の決算における自己資本額（法人にあつては、貸借対照表の純資産の部に計上した合計額とし、個人にあつては、次年度繰越純資本金の額とする。）

- (2) 流動比率

直前営業年度の決算における流動比率（流動資産の額を、流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

- (3) 職員数

申請日の前日における清掃業務等に従事する常勤職員の数

- (4) 障害者の雇用状況

申請日の直前の6月1日における障害者の雇用の状況

- (5) 営業年数

申請日の前日までの営業年数

- (6) 直前2年間の年間平均契約金額

直前営業年度の決算日以前2年の各営業年度における清掃業務受託高により算出した年間平均契約金額

- (7) 参加停止の状況

入札参加資格審査申請日の属する年度の直前2年度において「清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領」により参加停止を受けた期間

- (8) 障害者の雇用状況

県内業者にあつては、申請日の直前の6月1日における障害者の雇用状況

- (9) 子育て支援・女性の活躍推進

県内業者にあつては、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画の策定及び届出の有無若しくはやまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無

(10) 環境マネジメントシステム

県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無若しくは環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無

(11) 官公需適格組合の特例については、別途要領によるものとする。

2 特定調達契約に係る競争入札参加資格の格付等級を決定するための審査は、前項に掲げる事項のうち、(1)から(7)の事項について行うものとする。

(格付等級の決定方法)

第8条 前条の審査事項を要素として、別表第2に定める区分に応じた数値の合計数値に基づき、別表第1に定めるところにより資格の格付等級を決定するものとする。

2 申請時から資格の格付等級の決定の日までの間に営業開始後最初の決算期が未到来であつた者については、当該決算期の到来後1回に限り、その者の申請に基づき、前条第1号、第2号及び第6号に掲げる審査事項について審査し、前項に定める方法により資格の格付等級を再決定することができるものとする。

(審査結果等の通知)

第9条 入札参加資格の審査申請者を行った者（以下「申請者」という。）に対し、決定した格付等級等の必要な事項を通知しなければならない。

2 一般競争入札の公告後、当該入札に参加しようとする者から第4条の規定に基づく申請書が提出された場合において、開札の日時まで資格の審査を終了できないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を申請者に通知するものとする。

(資格の有効期間)

第10条 入札参加資格の有効期間は、定期申請期間中に申請が受理された者にあつては、3年間（県報に公示する期間）とする。

なお、定期申請期間外に申請が受理された者の有効期間満了の日は、直前の定期申請期間中に申請が受理された者と同じ日とする。

(名簿の作成)

第11条 資格審査の結果、入札参加資格を有すると決定した者（以下「有資格者」という。）については、決定した格付等級等を登録した競争入札参加資格者名簿（データベース化されたものを含む。以下「名簿」という。）を作成するものとする。

(変更届等)

第12条 次に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第4号様式）に変更の事実を証する書類を添えて提出するよう資格者に周知するものとする。

(1) 住所

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の氏名

(4) 「山口県との取引をする支店等」の名称及び所在地等

(5) 代理人

(6) 事業の廃止等で登録を削除する場合

2 前項の変更届が提出されたときは、速やかに変更の事実を確認した上、名簿の記載内容を修正するものとする。

(資格の取り消し)

第13条 有資格者が、地方自治法施行令第167条の4第1項に該当すると認められるときは、その資格を取り消し、名簿から抹消するとともに、取り消した旨を相手側に通知しなければならない。

- 2 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事項を記載しなかった場合は、入札参加資格を認定しないことができるものとする。また、認定を受けた後で、それらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことができるものとする。
- 3 前項により、認定の取り消しを受けた場合は、その取り消しの日から2年を経過しない者については、入札参加資格の認定を受けることができないものとする。

(秘密の保持)

第14条 入札参加資格を審査する者は、当該審査についての秘密に関する事項は、これを他に漏らし
てはならない。

附 則

- 1 この要領は、平成9年2月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成9年7月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年8月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年2月27日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年7月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年6月21日からの入札参加資格の審査について、令和元年9月30日に有効期間が満了するものは、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 6 月 2 0 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 7 年 6 月 2 0 日からの入札参加資格の審査について、令和 7 年 9 月 3 0 日に有効期間が満了するものは、なお、従前の例による。

競争入札参加資格審査格付基準

別表第1

格付等級	等級格付けの基準	
A	別表第2に掲げる審査項目ごとの点数合計が	60点以上
B	〃	60点未満

審 査 項 目		審 査 基 準			配 点
自己資本額	決算書類提出なし				—
	0 円未満				0
	0 円以上 3,000 千円未満				1
	3,000 千円以上 5,000 千円未満				2
	5,000 千円以上 10,000 千円未満				3
	10,000 千円以上 30,000 千円未満				5
	30,000 千円以上 50,000 千円未満				6
	50,000 千円以上 100,000 千円未満				8
	100,000 千円以上				10
流動比率	決算書類提出なし				—
	0%以上 60%未満				2
	60%以上 80%未満				4
	80%以上 100%未満				6
	100%以上 120%未満				8
	120%以上				10
職員数	～ 9 人				1
	10 人 ～ 29 人				2
	30 人 ～ 49 人				3
	50 人 ～ 79 人				6
	80 人 ～ 99 人				9
	100 人 ～ 149 人				12
	150 人 ～				15
障害者の雇用状況	報告義務の有無	有	法定雇用率を達成		5
			法定雇用率を未達成		0
		無	障害者の常用雇用の有無	有	5
				無	0
営業年数	2 年未満				0
	2 年以上 5 年未満				1
	5 年以上 10 年未満				2
	10 年以上 20 年未満				3
	20 年以上 30 年未満				4
	30 年以上				5
直前 2 年間 年間平均契約金額	決算書類提出なし				—
	0 円以上 10,000 千円未満				5
	10,000 千円以上 50,000 千円未満				10
	50,000 千円以上 100,000 千円未満				20
	100,000 千円以上 200,000 千円未満				40
	200,000 千円以上 300,000 千円未満				45
	300,000 千円以上 500,000 千円未満				50
	500,000 千円以上				55
参加停止状況	2 ヲ月未満				△ 2
	2 ヲ月以上 4 ヲ月未満				△ 3
	4 ヲ月以上 6 ヲ月未満				△ 4
	6 ヲ月以上				△ 5

(県内業者のみ対象)

審査項目	審査基準				配点
障害者の雇用状況	報告義務の有無	有	法定雇用率を達成		3
			法定雇用率を未達成		0
		無	障害者の常用雇用の有無	有	3
				無	0
子育て支援・ 女性活躍推進	次世代育成支援対策 推進法に規定する一 般事業主行動計画の 策定及び届出の有無	有	やまぐち女性の活躍推進事業者の 登録	有	3
				無	3
		無	やまぐち女性の活躍推進事業者の 登録	有	3
				無	0
環境マネジメント	国際標準化機構の 認証取得の有無	有	一般財団法人持続性推進機構の認証 及び登録の有無	有	3
				無	3
		無	一般財団法人持続性推進機構の認証 及び登録の有無	有	3
				無	0

